



開書抄

三十一

イ 4
2478
161



門 14
號 2478
卷 161

一ト部シラヘ

部ニキ部ニシ

神祇事

神祇友の下はト部ト人ありけ申よ家トニ
仕止る者を職ニキがしら也申内サト也の中ニキ志言
の考サイおらる酒ニキはそも申内サトの中ニキの職ニキ事
つまの良オモテくても表オモテららる職ニキ事ニキある友
と職ニキの事ニキの女ニキ宿ニキの中ニキの申ニキも職ニキ事ニキある
と職ニキの事ニキの申ニキも職ニキ事ニキある
古念式の上よニキ高ニキ友ニキと職ニキの事ニキの申ニキも職ニキ事ニキある

さる人知ははまの神りは自若なる事
はまの事也

一 正府也

正府也とあるは正府の事也
正府也とあるは正府の事也

一 帝衣者

帝衣者とは帝の衣を着る者也
帝衣者とは帝の衣を着る者也

一 法親王

法親王とは出家僧の位也
法親王とは出家僧の位也

一 入道親王

入道親王とは出家僧の位也
入道親王とは出家僧の位也

一 飛越女位下

一宿^{シヨク}宿^{シヨク}

上代の外記史式より由良氏より由良氏に遣使
判友よりし年^{トシ}の叙位は五位下り^{イハレ}の叙位
にて降月^{カケツキ}の更服はさき^{サキ}の更服より先
兼友斗^{カミト}よりあると宿友とのふせ
辨友より五位下り^{イハレ}の叙位とある人^{ヒト}は合^{カヒ}の
今^{イマ}より時^{トキ}に叙位^{イハレ}の叙位をさき^{サキ}の叙位
は叙^{イハレ}して叙位^{イハレ}をさき^{サキ}の叙位より先
の叙位^{イハレ}をさき^{サキ}の叙位とある人^{ヒト}は合^{カヒ}の

一音^{キナ}服^{フク}

法^{ホウ}律^{リツ}の時^{トキ}忌^{イミ}用^{ヨウ}止^{トメ}る服^{フク}といふ也

一西^{サイ}服^{フク}

稀^ヒる時^{トキ}忌^{イミ}用^{ヨウ}の服^{フク}といふ也

一小^コ忌^{イミ}服^{フク}

神^{カミ}事^{コト}の時^{トキ}忌^{イミ}用^{ヨウ}止^{トメ}る服^{フク}
麻^{アサ}布^フに^ニ草^{クサ}を^ヲ織^{オリ}り^テ形^{カタ}を^シ付^ケる^服に^シて^眼を^ク
神^{カミ}の^{イハレ}忌^{イミ}を^シる^服に^シて^小忌^{イミ}と^シふ^也

一才^{サイ}忌^{イミ}

才^{サイ}忌^{イミ}の^{イハレ}也

大嘗会の時ちちの人のいふ小豆の服と宮中奉書の
袍と神衣と物と也別はちちの服と
いふと大いふの足とちちとてちちと
つと

一奉書

中御に上り奉り人の臨みたるは
文書と奉書と奉書といふ書
事と云ふ事と云ふ事也

一交野

礼令更しとて出入奉りたるは
野と云ふ事也

一櫛

礼令更しとて出入奉りたるは
櫛と云ふ事也

一門

法つたの籍也又位は半物なるは
下等者なりと云ふ事也

一薙

まがりのある薙と薙花と薙の

ある處を鳳輦といふまじざりしもの形意の
苑は似たる者也

一 西在廳

治者有信尾の。御幸るる治者有の廳の
包は毎にお告治のりやちあつて御
威儀師ハ人從儀師之命を御幸るる
治中のみを御治は出るもの威儀師の
上首とありて御と又治くる

治者寮の下よりく大幸のとき御後く
者

一 今シヤ
一 今シヤ

延在武に治者寮の或は戦く由り百
一人女百九人の殿上より之を女
はくしとあり

一 豆女

豆女司の女婦の

一 倭文

倭文の絹の

一 石上

石上の絹の

一日儀草

追婚府の下司也門と開団さる。との也
山忌の用の時射のゆふまはまじしむる
さくしる也

一笏

笏を長ひ守上のをむすてら下のをむす
字を写さむるの中は法中抄より物

一頁

尺首の付あくち紙の細とよる紙と
すゆ。座をとり也

一文屋

太字義をぬりやのほろろとあり。太字義
の学生と文屋の考とあり也

一總

那のり也尺首のほり紙をとり也

一草

退紅のはげし退紅の二つとあり也

一河

河

元三清(ニク)茶(リ)の時膏(カウ)茶(ヤリ)の糸をいみて作たり
やくとつみゆ也

一 匠(アウ)に火(ヒ)切(キ)

とらまの曲の名也(ニ)糸より作(レ)る(ト)稱

一 兼(ニク)足(ツク)也

細(コ)い(ニ)の(ニ)汗(ア)時(ト)汗(ア)停(ト)よ(ノ)あ(ハ)お(ハ)く(ハ)汗(ア)豆(ト)を
のせ(ハ)く(ハ)し(ハ)る(ハ)の(ハ)貝(ノ)尖(ノ)も(ハ)舟(ト)を(ハ)し(ハ)尺(ト)を(ハ)寸(ト)斗(ト)を(ハ)サ
廣(サ)み(ハ)寸(ト)斗(ト)赤(ト)地(ト)支(ト)面(ト)の(ト)綿(ト)を(ト)柳(ト)の(ト)く
も(ト)也(ト)

一 天(タイ)儀(キ)

ヨ(ク)信(シ)お(ハ)か(ハ)ホ(ノ)の(ハ)儀(キ)式(シ)と(ハ)し(ハ)白(ク)官(ク)に(ハ)叙(シ)せ(ハ)る

一 中(チウ)儀(キ)

白(ク)を(ハ)ぶ(ハ)る(ハ)所(ト)を(ハ)知(ル)キ(ト)年(ト)ノ(ハ)子(ト)を(ハ)い(ハ)ふ(ハ)を(ハ)し(ハ)ぬ(ハ)る(ハ)所(ト)を(ハ)知(ル)キ(ト)有(ル)ホ(ト)レ
儀(キ)或(シ)を(ハ)し(ハ)ふ(ハ)古(ク)位(ト)と(ハ)夫(ト)列(レ)せ(ハ)る(ハ)也

一 小(セウ)儀(キ)

元(ノ)日(ノ)節(ノ)申(ノ)節(ノ)秋(ノ)名(ノ)を(ハ)い(ハ)ふ(ハ)の(ハ)儀(キ)式(シ)と(ハ)し(ハ)位(ト)
と(ハ)す(ハ)あ(ハ)の(ハ)の(ハ)系(ト)列(レ)せ(ハ)る(ハ)也

中儀小儀の時、帝の施^テと云ふこと

一三篇^{サンセチノヒキ}御^ミ

五百七十九方のそのまゝに他^ニに^シるはゆ^ニの^ニ三^ノ篇^ノの^ニ御^ノ儀^ノと云ふ

一行^{ヒタヤウ}立^リ法^リ中^ノ

公式^{クシキ}令^レ云^フん^ニ又^ニ氏^ノ殿^ノの^ニ教官^ノ朝^ノ参^ノ行^ノ一^ノ立^レ各^ノ依^テ位^ノ次^ノ為^ス序^ノ位^ノ同^ノ者^ハ上^ノ位^ノ以上^ノ別^ノ用^ニ接^シ位^ノ先^ニ後^ニ六^ノ位^ノ以下^ノ用^ニ速^ニ謂^フ速^ノ也^也殿^ノの^ニ六^ノ法^ノ也^也と云ふこと

一外^{ソト}任^ニ表^ス

の教官と云ふは前^ノ友^ノと云ふ位^ノ斗^ノの志^ノと云

第^ニに^ニ此^ノ外^ノ此^ノ御^ノ儀^ノと云ふの内^ノ也

法^ノ外^ノの^ニ中^ノの^ニ任^ノ符^ノの^ニ中^ノの^ニ出^ノに^ニ武^ノに^ニ任^ノ符^ノと^レ始^メる^ニこと^トも^ト七^ノと^レ也^也越^スて^レ在^ル事^ノの^ニもの^トと^レ外^ノに^ニ申^スり^テ内^ノに^ニ辨^スる^ニ事^ノも^ト表^ス中^ノの^ニもの^トと^レその^ノ中^ノの^ニ系^ノ列^ノは^レ別^ノに^ニ記^スる^ニ事^ノも^ト也^也以下

一^ノ鳥^ノ御^ノ子^ノ兼^テ官^ノ并^ニ神^ノ殿^ノの^ニ人^ノ不^レ載^ス之^也

情生方更外此内地事也(玉司)每法也(示) 新教位の事より待て

一色仗シチヤウ

右色仗は府の陣中ぬかおとさし

一統仗シヨウ

右色仗は府に在る軍府とさし

一居込地スユ

節々なるもの対出さし

一系約イトイシヨク

十の事より入はりし

一淨屯ソウテン

二行をいせ

一包燈フツミヤキ

右包燈は下服の時の各おの

一平装束ヒラヤウサク

右平装束は人正胡麻をいせ

一立所タチ

一 沢族

教位乃時記と公のホに教人の祖族庭中列
立して教と表すはらとて

一 府

ちとと東にたをまをさしつりて武にをま
たをまをさしつりて府にふりて

一 源免

教と行らるる時換他後史の少を囚人を

左ありゆりてをいふ

一 院

院中よりゆりて

始る院中よりゆりては法理の掃除あり
法師也 院中よりゆりては法律の時傳あり
又、信付を徳記言は藤より役あり
るもの也 事あるは所也

一 府名部

崩落しは清送葬の日やと教りたるを
いふも前清はしむのり候なりそ候も
已に清送葬北寺に位を人御使の御
ゆりりり前清のり来とやうにそ
出候はるし事にあかほの院号清送葬
村上天白とある。湯如院の清送葬中
清送葬をあらとゆ人ひ言ふ下の院号清送
と遣けり。芝草天皇と位は思ふなりゆ人
はる山前清の時清もや築天皇の葬の
後我のりきゆ人湯如院と号しなる
朱雀院の前清のち天皇の葬よりなる

也清送 勅ゆ人 朱雀院と号しなる
村上天白とある 湯如院の清送葬のり
ゆりりり前清のり来とやうにそ
出候はるし事にあかほの院号清送葬
村上天白とある。湯如院の清送葬中
清送葬をあらとゆ人ひ言ふ下の院号清送
と遣けり。芝草天皇と位は思ふなりゆ人
はる山前清の時清もや築天皇の葬の
後我のりきゆ人湯如院と号しなる
朱雀院の前清のち天皇の葬よりなる

地下

人采女清服をきききりてはしりて日傘の
敷へて清服の時高腰乃人清服よりゆえ
た履子のは腰より下は涼衣より清服
なる時大座より腰より下は涼衣より清服
と上も大座より腰より下は涼衣より清服
地下より清服

一衝

地下のより清服は江地平より清
色毎の二方清の如き高腰机より清
ありてありて清服なり

一取

取え定の時清の如き高腰机より清
清の定よりありて清服なり
ありてありて清服なり
清の定よりありて清服なり
定よりありて清服なり
清の定よりありて清服なり

子名あり

一 詔云 勅云 許登

云武令曰年月御書曰日

春言如日法皇年而翰曰奎書畫一
奎星名也奎星出八太平時

詔云許登日謂法自
畫十日九日耳

一回 禄し字

書云如日被火災曰遭回禄

鄭子産攘火於玄冥回禄

禄火神

一 銀出始

日本紀天武化曰壬午庚戌初丙辰對了國
司守丹海造大國言銀始出干當國即有上
由是大國授小錦下位元銀有傳國初出此
時

一 万機旬

新市即位の汝始て政の修治の行をこと

万機旬と云也

一 新不旬

内書表あり〜〜〜地〜〜〜は〜〜〜は〜〜〜南夜

て行々として新不向といふ

一ゆきし色

紅紫の深き色を林也といふゆき色は
ゆきし色と云割禁は乃止注も是用たる友
常より人のあつては禁也といはれくは月
せざるをゆきし色と云用たるは深き色と
ゆきし色と云深く

一表衣

表衣のこしれ袍と云く

一昼

のよりと云い
表衣と云のよりと云い
昼は表衣とも云く

一着玉袋

着玉袋と云用たるをのよと云く

一函簿

函簿は白丸函簿は不得措入者函簿也
謂函簿也

簿文籍也

行幸の時に行列の簿といふ

一葬

葬は人の死をいふ
喪葬人といふは百官身亡者親王及三位以上の
葬は五位以上及皇親親等六位以下葬は
庶人葬は

招提寺

南郡

用山鑿真大和尙贈大僧正

戒壇院

用山曰上

西太寺

南郡

用山興正菩薩

南郡の三角ち紫衣を用ひせ

泉涌寺

北条

用山俊正は国師

初津よりしては衣と月

津屋の法法らま戒箱の法衣よりして

在列せ

今柳也

紅柳のこまを云海紅よりあつは又紅柳

の色よりあつは柳の色よりあせ出ま

色ゆか柳を云

一唐車

車を云柳と云あつは白地の柳と

云

一 蘇杭紗

女は紗女カサの衣キヌをきつて帯オビをきつらるる也
よのちよりいほりきつりてしよもも

一 井袴

袴ハカマの袴ハカマと云ふは袴也

一 花文綾

花の紋ハナノモンある綾アヤ之古コは古コ友トモれレ衣イをウ用ヨウゆ
申マウ古コよりヨリのノ敷シ敷シのノ云クモ云クモをウ用ヨウゆ也

一 三笠

赤アカ花ハナとト白シロ花ハナとトいふは赤アカも白シロも也也と云

一 浮原綾

原ハラ綾アヤと云ふ

一 蒲萄縹

蒲ハブ萄トウ縹ヒロと云ふは

一 海賊綾

海ウミ賊ゾク綾アヤと云ふは

一 細十郎丸

細ホソ十ジュウ郎ロウ丸マルと云ふは

みくしんさ

右右 正上の清りたり清りたる人
あつさの緒のあやとさるる人
みくしんさの緒のあやとさるる人

一 襦しほ

うたを裳也モ 裳モ 唐衣カラキヌとさるる人
許してさるる人の

一 緋金ヒキネ

金と織付たる物也

一 平ヒラ 窓マダ 文フミ

物置る海平ヒラ 仲ナカ とさるる人
たつと糸佐よりたつと糸佐のあやとさるる人
たつと糸佐よりたつと糸佐のあやとさるる人
たつと糸佐よりたつと糸佐のあやとさるる人

一 和ニホ 文フミ 三ミ 神カミ

丸マル 佐サ 天テン 神カミ 右ミダ 佐サ 天テン 神カミ
中ナカ 佐サ 天テン 神カミ

一 和ニホ 文フミ 三ミ 神カミ

人ヒト 唐カラ 衣キヌ 人ヒト 衣キヌ

以下無申取司云々
皇所秘記曰賀殿以嘉祥樂為破以賀殿
為急美和年中遣唐使持節頭自教
藤刑部卿繼三彦男
參議源成卿孫也
習未加賀殿曲之友嘉祥年中奉勅林
直余作舞笛師和述部大田磨等制
樂之時作破以為嘉祥樂以賀殿為
急
の宮儀淨在位此幼比まらへ公定百三十一

宋朝ノ嘉祥定國家の古傳十六文として嘉祥の
祝儀は勝答ありて右の傳の文字
よりて嘉祥の祝儀は世よりおの宮儀の
新傳せよは行記はなは傳いで用ひて宮儀
傳十六文又八重葉中六合を勝答しよは
おの宮儀の文字よりかつての祝儀は年
は傳の文字の嘉祥の文字と通を傳の
字とてかつてはよりしよは嘉祥の
古傳はよりしよはよりしよは嘉祥の
と傳はよりしよはよりしよは嘉祥の
嘉祥の文字の注をよりしよは
右の傳の文字より白毫を勝の傳より起りし

白電を初陽の日より十なるよそ八三々
 志祥と改元の後より十日十三なるよ
 一行の地は代十なるよは代は執りぬ後
 龜の字行はあつた十六箇を上行字ハ福祐の
 字形と改元は神の筆やあつた神の行字の
 毎敷と改元はあつた

一 称号

土生 御満 朱鳥 葉袋 甲羽 新也 全危伝 上神
 八月日 其 干子部 十二神 十七夜 四月日
 子子子 牛九カ 折答院 産戸 七カ三
 七カ三

監察 御史

柘原 清和源氏

一 東照文治府清和時

慶長十年六月十六日

諸名家は

采右京大夫義長後胤
 伊勢国豊志郡柘原住
 千葉方名家柘原サカ石
 高木里名家原ノ家老

一 名家を名づくるは又各敷に神の御子に依りて

一 名家を名づくるは又各敷に神の御子に依りて

一 名家を名づくるは又各敷に神の御子に依りて

一 名家を名づくるは又各敷に神の御子に依りて
 相洞付作る時別水年月冬冬物仕柘原に付

一 舊屋等之移用不可出落能細世傳可
一 舊屋等之外私不似合時負并於不行御手傳
以下物重之流能自之傳中
右條之指定而之也指家并傳表其處有之時指
其家可引之也

一 一萬七千八百一十一年六月十日

此判
板倉伊賀守殿

一 一萬七千八百一十一年六月十日
北條松林院并文江在湯松林院丁其下知し旨
以任出之司地兩易即自竹田受降院清
門次少社社勢方より之也任在之旨に任也

一 一萬七千八百一十一年六月十日
大佛殿鐘唐在二万七千八百一十一年六月十日
筋勝所柱梁の流玉三條金座法務所日めた事
筋柱梁駈向江尻長谷川市流江三條名伊路
山田源左衛門梅廣名夜傳存并伝大和め力指家
和泉縣棟梁十人法玉傳所部人三子万金
鐘口五尺一寸五分二丈八寸厚九寸

一 一萬七千八百一十一年六月十日
去月廿九日申物し利長逝去其遺出物十
六石餘少事有し流あり利長之山田源左衛門
陪居山田對るも山田源左衛門具材指傳中
申之申物書引給府則也上事是三人及喚

福石清家原曰以徳ある利之少万幕府に清見也
利之家百所興幸か多必合度城は村姑賜松平氏に持号
時利之十幕也 三万二千石を以て位出来幕府の者
若くは右左衛門可なり中は作中出利と名取
依りて三人し中流感涙退出名取
加給清幸と元又利長を迷物不動三宅福指
後家之序P也故く

一日年月十日
出利力代信也初信赴信一物種仙波は美と右
一功清も利中池(又)信也信也(又)信也信也
白字下信也信也信也信也信也信也信也信也

清本奥五本迄まお清あ後之右本久好土
清つ流清地池重島山又道好取上は信也
三好信理左長也信也信也信也信也信也
列場有く細川退治也信也信也信也信也
下野書信也信也信也信也信也信也信也
好也信也信也信也

一日年月十日
今日信也信也信也信也信也信也信也信也
好也信也信也信也信也信也信也信也信也
殊好信也信也信也信也信也信也信也信也
定家用之信也信也信也信也信也信也信也

砂子紙付紙ニ造り内丸一冊一冊
改ニ中ニ織杖ヲ用シ以唐組并交糸用シ也

一日〇月〇日

今日今出川

北極星候方書遣杖初来是也

律令今原文庫本往古自関白系改及進院

今出川太又改と干後府

日廿九日 日野唯心以秋信申 御書抄十卷

倉原之序本古系平次白系源今取之上旨

野 也

一日年八月十九日

後府 律令今原之序本原之文庫本用白系

執今出川 以老之今日比と之今二十篇

由十篇不足律二卷之

一日年十一月九日

南支人信傳長老在真之清以古の清新法

今度法家此法流清写日本後此弘仁貞觀

格式教養国史教養元格本仙用有と平者

以南支人信傳此法流清之別傳長老道長

新寫之南支人信傳此法流清不可持之本丁法清

新寫之南支人信傳此法流清不可持之本丁法清

見将の紙友漢及之次中より看く世々

一日年日月十日

乃厚志流成系到位人清之至服亦城也
戸田元一臣法持神格なるか信石法信大
中道をこの所道系に和る事後中
和室道をこのわけ道と出治清も面今日
自他の教格二代格之是月可貴後一條
と年代十九卷教教中史二卷に於て
名法出集神自常法高之格の法使
持系及教令を於清の如法とす
一元和元年甲午六月十日

神お少の忠志松平海の吉村芝松の
傍奥中政宗曰く任や和依今友熱切也
者事如信者二の店叙四尔

一日〇七月九日

東照文之臣南之坊大化院より清曰世々
の野孫より清中二の事お申る下一度果夫
佛廻拂し裡太閤大佛の力信者とす
是日下にお申る上仍らば信者か事お
如法大佛信持知の事可か法とす

享保二丁酉二月廿七日

張於三松七牧傳表淺供

一

